

令和5年8月臨時会

補正予算資料

秋田 市

令和5年8月臨時会

(単位：千円)

会 計 別	現 計 予 算	8 月 臨 時 会 補 正	補 正 後 予 算	
一 般 会 計	148,786,185	2,783,362	151,569,547	
特 別 会 計	土地区画整理会計	1,898,234	-	1,898,234
	市有林会計	255,400	-	255,400
	市営墓地会計	192,146	-	192,146
	中央卸売市場会計	94,586	-	94,586
	公設地方卸売市場会計	502,956	-	502,956
	大森山動物園会計	484,540	-	484,540
	廃棄物発電会計	300,887	-	300,887
	病院事業債管理会計	1,465,854	-	1,465,854
	学校給食費会計	1,424,757	-	1,424,757
	国民健康保険事業会計	30,620,240	-	30,620,240
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919	-	66,919
	介護保険事業会計	31,314,259	-	31,314,259
	後期高齢者医療事業会計	4,266,384	-	4,266,384
	特 別 会 計 合 計	72,887,162	-	72,887,162
企 業 会 計	水道事業会計	14,529,115	-	14,529,115
	下水道事業会計	21,061,525	-	21,061,525
	農業集落排水事業会計	853,310	-	853,310
企 業 会 計 合 計	36,443,950	-	36,443,950	
総 計	258,117,297	2,783,362	260,900,659	

前年同期対比表

(単位：千円)

会 計 別	5 年 8 月 臨 時 会	4 年 9 月 定 例 会	増 △ 減	増 減 率
一 般 会 計	151,569,547	148,945,483	2,624,064	1.8%
特 別 会 計	72,887,162	82,372,753	△ 9,485,591	△ 11.5%
企 業 会 計	36,443,950	34,260,035	2,183,915	6.4%
総 計	260,900,659	265,578,271	△ 4,677,612	△ 1.8%

補正予算資料

今回の補正予算は、令和5年7月14日からの豪雨災害に係る復旧等に関連する事業により編成した。

(単位：千円)

1 災害復旧事業

- | | |
|---|----------|
| (1) ごみ収集運営費（環境部） | 963,000 |
| 災害廃棄物処理に係る業務委託等を行う。 | |
| (2) 新 農業経営等復旧・再開支援対策事業（産業振興部） | 3,000 |
| 流木等が流入した農地、生産施設等の速やかな復旧のため、漂着物の廃棄処分を行う。 | |
| (3) 農地農業用施設災害復旧事業（産業振興部） | 111,990 |
| 農地および農業用施設の機能回復を図るとともに、土地改良区が実施する復旧事業に要する費用を補助する。 | |
| ①農地農業用施設災害復旧事業 | 75,000千円 |
| ・農地・農道・水路・ため池の補修、土砂撤去等 | |
| ②農地農業用施設災害復旧事業補助金 | 36,990千円 |
| ・土地改良区が実施する災害復旧設計業務委託に対して補助 | |
| (4) 林業施設災害復旧事業（産業振興部） | 22,000 |
| 林業施設（林道、自然公園）の機能回復を図る。 | |
| ・路面・路肩の補修、土砂・倒木の撤去等 | |
| (5) 園芸振興センター管理運営経費（産業振興部） | 2,485 |
| 園芸振興センターの設備の修繕を行う。 | |
| ・自動かん水装置用ポンプ・井戸ポンプの修繕 | |
| (6) 河川総務管理費（建設部） | 3,081 |
| 今後の大雨に備え、災害対策用排水ポンプ車の稼働に要する費用を増額する。 | |
| (7) 公共土木施設災害復旧事業（都市整備部） | 61,000 |
| 地すべりで被災した道路および法面（山手台二丁目地内）の速やかな復旧を図る。 | |
| ・応急本工事および災害復旧設計業務委託 | |

- | | |
|---|--------|
| (8) 公立学校施設災害復旧事業（教育委員会）
学校施設（25校）の速やかな復旧を図る。
・雨漏り修繕 | 51,300 |
| (9) 社会教育施設災害復旧事業（教育委員会）
中央図書館明德館の速やかな復旧を図る。
・雨漏り修繕 | 3,100 |

2 災害復旧支援関連事業

- | | |
|---|-----------|
| (1) 新 災害援護資金貸付事業（福祉保健部）
住居や家財に被害を受けた一定の所得以下の世帯に対し、生活の立て直しを支援するため、災害援護資金の貸付けを行う。 | 55,000 |
| (2) 住宅リフォーム支援事業（都市整備部）
住宅の災害復旧工事に係る補助金について、多数の申請が見込まれるため、増額する。
・補助額 対象工事費（税込20万円以上）の10% 上限5万円 | 250,420 |
| (3) 新 被災住宅応急修理事業（都市整備部）
災害救助法に基づき、住宅に一定規模以上の被害を受け、自らの資力では修理することができない世帯を対象に、居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な部分の応急修理を実施する。
・限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊の世帯 70万6千円以内
半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 34万3千円以内 | 1,059,000 |
| (4) 新 賃貸型応急住宅借上事業（都市整備部）
災害救助法に基づき、住宅に一定規模以上の被害を受け、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象に、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を提供する。 | 197,986 |